

東郷町一般廃棄物処理基本計画（令和９年度→令和１８年度）策定支援委託業務仕様書

1 業務名

東郷町一般廃棄物処理基本計画（令和９年度→令和１８年度）策定支援委託業務

2 業務の目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第６条第１項に規定される一般廃棄物の処理に関する計画を定めるため、令和９年度から令和１８年度の１０年間に於ける、本町清掃事業の基本計画を策定し、適正な事業推進に資することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和９年３月２４日まで

4 策定方針

- (1) 現計画で設定した目標や取組に対する進捗状況を検証し、課題を反映させた計画とする。
- (2) 「愛知県廃棄物処理計画」など、国や県の方針を勘案しつつ、「食品ロス削減の推進に関する法律」、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」などの関連法に基づき、「食品ロス削減推進計画」を盛り込むものとし、本町の特性に合わせた計画とする。
- (3) 持続可能な開発目標（SDGs）を意識した計画とする。
- (4) 廃棄物に関する社会情勢の変化を把握するとともに、住民の意識や意向を踏まえ、本町が積極的に進めるべき取組を踏まえた計画とする。
- (5) 今後のごみ排出量の推計をもとに、具体的な数値目標を設定する。
- (6) 現行の「東郷町第６次総合計画」及び「第３次東郷町環境基本計画」との整合を図りつつ、尾三衛生組合及び組合構成市であるみよし市、日進市の一般廃棄物処理基本計画と連携を図るものとする。

5 委託業務の内容

(1) 計画策定に係る準備

- ① アンケート調査のデータ分析
- ② 住民を対象に発注者が実施するアンケート調査回答のデータ分析
- ③ 調査結果の新計画への掲載

(2) 現状把握作業

- ① 現行の一般廃棄物処理基本計画の進捗状況と達成度の把握
- ② 現行計画の評価方法や目標設定方法を検討し、その結果を策定業務へ反映させるための資料作成
- ③ 一般廃棄物の発生量及び処理量の現状把握、課題抽出

(3) 策定検討組織の運営

東郷町環境審議会に、オブザーバーとして最大２回程度の出席及び、会議にかかる資料作成及び協議結果の議事録作成

(4) 基本事項の作成

- ① ごみ処理基本計画
 - ・ ごみの発生量及び処理量の見込み
 - ・ ごみの排出の抑制のための方策に関する事項
 - ・ 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

- ・ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- ・数値目標の検討・設定
- ・町、住民、事業者の役割及び行動設定
- ・人口減少、高齢化社会、地球温暖化対策など社会を取り巻く状況を踏まえた廃棄物施策の提案
- ・その他ごみの処理及び削減に関する必要な事項やより効果的な取り組みの提案等

②食品ロス削減推進計画

- ・基本的事項の把握
- ・食品ロス削減推進計画の基本方針等に関する事項
- ・食品ロス削減推進計画に関する施策の検討

(5) 新計画（素案）の改定と内容協議

- ①骨子（施策体系）の検討・作成
- ②実現方策の検討・作成
- ③計画素案の改定及び内容協議

(6) パブリックコメントの実施支援

- ①パブリックコメント実施と結果まとめ
- ②住民等からの意見に関して、計画書への反映等を検討し、対応

(7) 成果品

①令和7年度分

- ・本委託業務に関する打合せ事項の記録…データ納品
- ・業務報告書（中間）…データ納品
- ・アンケート調査結果報告書 データ納品

②令和8年度分

- ・新計画の計画書（A4版、100頁程度、カラー）データ納品
- ・新計画の概要版（A4版、8頁、カラー）データ納品

(8) 打合せ等（オンライン含む）

- ・担当者打合せ
- ・資料作成、取りまとめ

6 費用の支払い

業務完了後、受託者が成果品及び関係資料等を整えた後、町が検査を行うものとし、検査に合格したときは、契約代金を受託者からの請求により支払うものとする。

7 業務委託額

各年度の業務委託限度額は、下記のとおりとする。

令和7年度分：3,795,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和8年度分：5,159,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

8 契約に係る要件

- (1) 受託者は、業務を円滑に遂行するために、適宜、町と打合せ等により連絡調整を行わなければならない。
- (2) 委託期間中、委託の範疇外の事項についても、受託者が可能な範囲で対応に努めることとする。
- (3) 本仕様書に定めた事項に関して疑義が生じた場合又は本仕様書に定められていない事項については、町と受託者がその都度協議し、町の指示に従い本業務を遂行することとする。

- (4) 業務完了後、受託者の責めに帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見されたときは、町が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

9 留意事項

- (1) 本業務により得られた成果品（写真・イラスト等を含む。）、作成した資料及びその著作権は、全て町に帰属するものとする。
- (2) 町は、2次使用を含めて、これらを自由に使用できるものとし、これにより受託者に生じた、いかなる損害についても責任を負わないこととする。
- (3) 受託者が町の了解なしに、本業務により得られた成果品を他に流用することを禁ずる。
- (4) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用並びに第三者への開示及び漏洩をしてはならない。契約終了後もまた同様とする。
- (5) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法等を遵守しなければならない。
- (6) アンケート調査票の回収率及び業務内容の変更により、契約金額の変更をする場合がある。
- (7) プロポーザルの際に受託希望者から本仕様書に記載されていない内容の提案があり、その受託者と契約することが決定し、当該提案内容が適切であると判断した場合、提案者はその提案を誠実に実行することとし、提案内容は本仕様書に追加記載して、契約書の仕様書とする。
- (8) 策定業務完了後、受注者の責めに帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正補正その他の必要な措置を講ずるものとし、その作業に掛かる費用は全て受注者の負担とする。
- (9) 本仕様書に記載のない事項、又は疑義が生じた場合は、町と受託者の協議の上、決定するものとする。